

## 船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

- ①手続名 : 船舶の新規登録申請
- ②手続根拠 : 船舶法第5条第1項
- ③手続対象者 : 船舶所有者
- ④提出時期 : 日本船舶を登記したとき
- ⑤提出方法 : 申請書に必要書類を添付のうえ、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥手数料 : 20,100円  
船舶国籍證書の交付に4,500円（英語併記の場合7,500円）が別途必要となります。  
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦添付書類・部数 : 船舶登記簿謄本（登記事項証明書） 1通
- ⑧申請書様式 : 船舶登録・船舶国籍證書書換等申請書
- ⑨記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ①提出先 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課       | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課     | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課       | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 082-228-8794 |
| 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 087-802-6825 |
| 九州運輸局海上安全環境部監理課       | 092-472-3173 |
| 沖縄総合事務局運輸部船舶職員課       | 098-866-1838 |
- ②受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ①審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による